

第 4 回

山口県中部 1市4町 合併協議会

会議資料

日 時 平成17年2月24日(木) 14時~

会 場 J A山口中央秋穂支所

会 議 資 料 目 次

報告事項

報告第 1 1 号	経過報告（合併協定調印後の経緯及び合併手続き）	1
報告第 1 2 号	平成 1 6 年度山口県央部 1 市 4 町合併協議会予算流用報告	3
報告第 1 3 号	行政組織及び機構の取扱いについて（中間報告）	5
報告第 1 4 号	町名・字名の取扱いについて	12

協議事項

協議第 5 0 号	平成 1 7 年度山口県央部 1 市 4 町合併協議会事業計画（案）	19
協議第 5 1 号	平成 1 7 年度山口県央部 1 市 4 町合併協議会予算（案）	21
協議第 5 2 号	山口県央部 1 市 4 町合併協議会新市特別職報酬等審議会 設置規程（案）	24

付属資料

行政組織及び機構図（案）	資料 1
--------------	------

報告第 1 1 号

経過報告（合併協定調印後の経緯及び合併手続き）について

合併協定調印後の経緯及び合併手続きについて、別紙のとおり報告する。

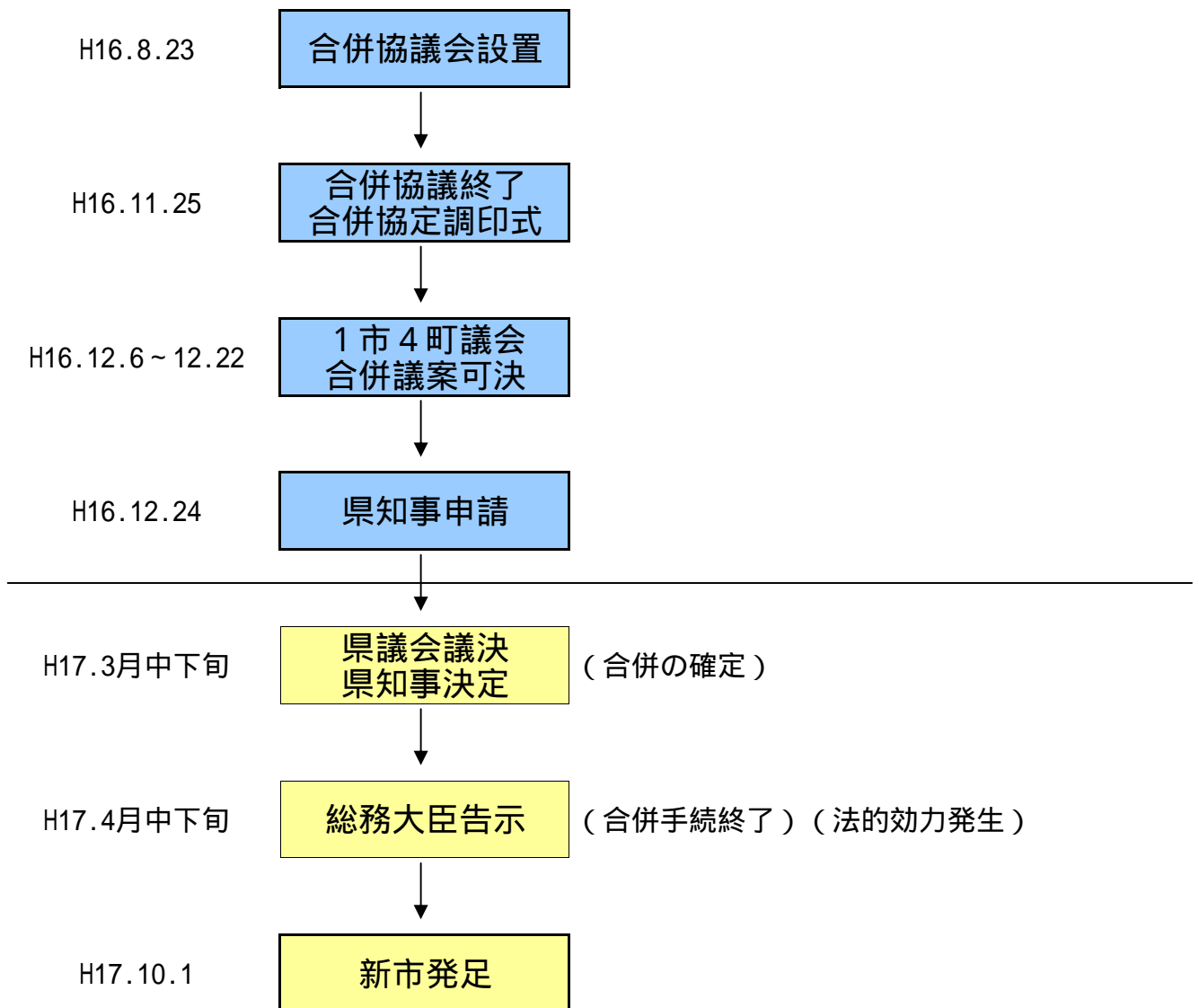
平成 1 7 年 2 月 2 4 日提出

山口県中部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

【合併協定調印後の経緯】

期日	内容
平成16年12月6日	秋穂町、徳地町議会で1市4町の合併（廃置分合）関係議案を可決
平成16年12月8日	小郡町議会で1市4町の合併（廃置分合）関係議案を可決
平成16年12月16日	阿知須町議会で1市4町の合併（廃置分合）関係議案を可決
平成16年12月22日	山口市議会で1市4町の合併（廃置分合）関係議案を可決
平成16年12月24日	1市4町の首長が県知事へ合併（廃置分合）を申請
平成17年1月11日	県知事と総務大臣の1市4町の合併（廃置分合）の事前協議について「異議なし」の回答

【合併手続き】



報告第12号

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会予算流用報告について

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会の歳出予算の流用を行ったので、別紙のとおり報告する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

平成16年度 山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告書

(単位：千円)

予 算 区 分				当初 予算額	流用額	流用後 予算額
款	項	目	節			
1 総務費	1 総務 管理費	1 会議 運営費	1 報酬	1,079	161	1,240
			9 旅費	261	39	300
			12 役務費	35	11	46
		2 事務局 運営費	7 賃金	0	299	299
			9 旅費	84	340	424
			11 需用費	1,274	350	1,624
			12 役務費	401	130	531
			14 使用料 及び 賃借料	2,276	1,152	3,428
19 負担金、 補助及び 交付金	1,632	299	1,333			
2 事業費	1 事業 推進費	1 事業 推進費	13 委託料	11,021	2,183	8,838

報告第13号

行政組織及び機構の取扱いについて（中間報告）

合併協定項目13「行政組織及び機構の取扱い」について、別紙のとおり中間のとりまとめを行ったので報告する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合 志 栄 一

新市の組織機構（中間報告）のポイント

1 「合併協定項目13」行政組織及び機構の取扱いについての確認事項

第1回山口県中部1市4町合併協議会（平成16年9月11日）にて確認

新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。

新市における組織・機構の基本方針

1．総括方針

- (1) 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (5) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構

2．具体的な整備方針

- (1) 山口市役所、小郡町役場、秋穂町役場、阿知須町役場、徳地町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。
- (2) 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。
- (3) 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。
- (4) 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。
- (5) 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。
なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
- (6) 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。

2 「新市の組織機構整備方針（合併協議会確認済）」への対応状況

新市の組織機構整備方針		対応する組織機構
項目及び内容	具体化の方向	
<p>住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域全体で均等なサービスが提供できるよう配慮する。また、縦割り行政の弊害を是正し、関連業務の統合・一元化を図ることなどにより、住民の利便性やサービスの向上に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間は、現市役所、町役場を総合支所とし、住民サービスを総合的に提供する総合行政機関として位置付ける。 当分の間は、現在の支所及び出張所は存続する。 各総合支所において、窓口業務をはじめ、地域に密着した「住民自治の振興」「保健・福祉の増進」「生涯学習の推進」等の施策を実施できる体制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現市役所を山口総合支所、4町の現役場を「小郡総合支所」、「秋穂総合支所」、「阿知須総合支所」、「徳地総合支所」とし、総合支所内に本庁各部署の機能に対応した各課及び必要な分室を設置する。 現在の支所（5箇所）及び出張所（13箇所）として存続する。 小郡、秋穂、阿知須、徳地の総合支所に住民自治を振興する「地域振興課」、保健・福祉の施策を推進する「健康福祉課」を設置する。また、生涯学習の推進については、本庁の教育委員会事務局と教育委員会事務局支所（山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地）を設置する。
<p>住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自治活動の振興を図るなど住民生活に密着した部門の充実を図る。 行政情報の積極的な公開、広報広聴機能の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合支所に「地域振興」の専任組織を設置して、地域の要望に的確に対応するとともに、住民自治活動を促進する。 「行政改革推進」を図るための専任組織を設置するとともに、本庁の広報広聴の専任組織と総合支所間の機能の充実を図り、住民の声を適正に反映できる仕組みを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁に市域全体の地域振興の総合調整機能を所掌する総合政策部に「企画経営課」、また小郡、秋穂、阿知須、徳地の総合支所に「地域振興課」を設置する。 行政改革推進のため、本庁総務部に「行政推進課」を設置する。また、広報広聴・情報政策推進機能を強化するため、「広報広聴課」「情報管理課」を設置し充実を図る。
<p>指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合支所に部長職の所長を置き、地域施策等に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁を7部制とし、部内の課等及び総合支所との調

<p>な組織・機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な事務処理と意思決定を図ることができる組織を整備する。 ・ 管理部門を本庁に統合する。 	<p>務については専決権を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁の機能である市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等の遂行にあたり、その機能を実効的、効率的に運用するために、実務にのった環境の中で事務処理を行う。 	<p>整を図るため、各部に監理室を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事・組織、予算・財政、行政委員会、議会事務局等を本庁に集約する。 ・ 山口総合支所において、本庁に集約できる事務以外のものについては、これを兼務し、処理する。（新市発足当時は、事務所の位置を現山口市役所に置く。（確認事項：協定項目4「新市の事務所の位置」より））
<p>新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗管理や総合調整を行う機能の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各総合支所において、各地域の事業の進捗管理等を行い、さらに、本庁において、事業ごとの統括管理を図るとともに総合調整を行うことにより、円滑に事業が遂行できるよう対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画に掲げる地域ごとの事業については、各総合支所の「地域振興課」が進捗管理等を行い（ただし、山口総合支所においては本庁企画経営課において行う。）、本庁の各部局の監理室及び総合政策部において、総括管理、総合調整を行う。
<p>地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の専門化を図る。 ・ 権限移譲に的確に対応する組織を整備する。 ・ 住民の意見を反映した行政運営を進める。 ・ 将来を見据えた行財政改革への対応を図る。 ・ 職員の意識改革を図り、政策形成能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併によるスケールメリットを活かし、専任職員等の適正配置に努める。 ・ 専門的に地方分権や権限移譲を扱う「行政改革推進」の専任組織を設置する。 ・ 「広報広聴」と連携して住民のニーズに速やかに対応できる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁総務部内に「行政推進課」を設置して、合併後の組織機能の状況、権限移譲の状況、新市建設計画の実施状況、事務事業の統合調整状況等を踏まえ、段階的な見直しを図る。 ・ 職員の意識改革及び実務に即応した政策形成能力の創出に努めるため、積極的に1市4町の職員間の人事交流を図る人事体制の構築をする。

3 本庁と総合支所の関係

【本庁と総合支所の組織の関係（市長部局概要）】

本 庁		総 合 支 所				
		山口 (本庁所掌事務 兼務有り。)	小郡	秋穂	阿知須	徳地
監理課						
各部	監理室					
総務部	職員課 行政推進課 情報管理課	総務課 財務管理課 課税課 収納課	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "
総合政策部	企画経営課 文化振興課 財政課 広報広聴課 秘書課	(企画経営課) (文化振興課)	地域振興課 "	地域振興課 "	地域振興課 "	地域振興課 "
市民部		地域生活課 人権推進課 市民課 出張所	総務課 地域振興課 市民課 "	総務課 地域振興課 市民課 " 支所	総務課 地域振興課 市民課 "	総務課 地域振興課 市民課 " 支所

環境部		環境保全課 環境整備課 清掃事務所 下水道管理課 下水道建設課	環境衛生課 経済課 環境衛生課 下水道課 "	市民課 経済課 市民課 建設課 "	市民課 経済課 市民課 建設課 "	市民課 経済課 市民課 建設課 "
健康福祉部		社会課 児童家庭課 健康増進課 高齢障害課 介護保険課 保険年金課	健康福祉課 " " " 高齢生活課 " 市民課	健康福祉課 " " " 健康福祉課 市民課	健康福祉課 " " " 健康福祉課 市民課	健康福祉課 " " " 健康福祉課 市民課
経済部		観光課 商工振興課 農業振興課 農業整備課 林務水産課	経済課 " " " "	経済課 " " " "	経済課 " " " "	経済課 " " " "
都市整備部		都市計画課 土木課 法定外公共物課 建築課 開発指導課 区画整理課	建設課 " " " " 都市開発課	建設課 " " " "	建設課 " " " "	建設課 " " " "
	出納室		出納室分室	出納室分室	出納室分室	出納室分室

4 総合支所長の権限

- (1) 総合支所業務の統括管理
- (2) 総合支所職員の人事管理
- (3) 所管財産の維持管理及び使用許可等
- (4) 所管区域に係る危機管理、災害対策等の非常体制の決定
- (5) 所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行
- (6) 総合支所に属する委員会の委員の推薦

- (7) (仮称) まちづくり審議会の運営
- (8) 市民生活関連の業務処理
- (9) 地域の特性ある産業・事業・イベント等の育成振興

5 今後の検討事項

- (1) 今回の報告する新市の行政組織及び機構は、これまでに検討した結果を中間的に取りまとめたものであり、今後の積み残された事務事業の調整作業や関係機関との協議の中で、必要な見直しを行っていくこととなります。
- (2) 具体的な各課等の事務分掌及び人員配置については、最終的な事務事業の調整作業の中で、本庁と総合支所の調整機能の仕組み、総合支所の役割等の課題点を検討しながら、詳細な詰めを行うこととなります。

報告第14号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目18「町名・字名の取扱い」について、別紙のとおり調整を行ったので報告する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

住所表示の例示

区 分	合併前	合併後
山口市		
住居表示法による表示以外の地域	(現 仁保出張所) 山口市大字仁保中郷979番地	山口市仁保中郷979番地
住居表示法による表示の地域	(現 山口市役所) 山口市亀山町2番1号	山口市亀山町2番1号
小郡町		
住居表示法による表示以外の地域	(現 小郡町役場) 吉敷郡小郡町大字下郷609番地の1	山口市小郡下郷609番地の1
住居表示法による表示の地域	(現 小郡南小学校) 吉敷郡小郡町緑町1番1号	山口市小郡緑町1番1号
秋穂町	(現 秋穂町役場) 吉敷郡秋穂町東6570番地	山口市秋穂東6570番地
阿知須町	(現 阿知須町役場) 吉敷郡阿知須町2743番地	山口市阿知須2743番地
徳地町	(現 徳地町役場) 佐波郡徳地町大字堀1744番地	山口市徳地堀1744番地

町名・字名変更一覧

現行表示			新市表示		
住所表示		呼称	住所表示		呼称
山口市	大字 秋穂二島	アイホツジマ	山口市	秋穂二島	アイホツジマ
山口市	葵一丁目	アイイチヨウメ	山口市	葵一丁目	アイイチヨウメ
山口市	葵二丁目	アイニヨウメ	山口市	葵二丁目	アイニヨウメ
山口市	赤妻町	アカヅマチヨウ	山口市	赤妻町	アカヅマチヨウ
山口市	朝倉町	アサクラチヨウ	山口市	朝倉町	アサクラチヨウ
山口市	大字 朝田	アサタ	山口市	朝田	アサタ
山口市	旭通り一丁目	アサヒト 柵1チヨウメ	山口市	旭通り一丁目	アサヒト 柵1チヨウメ
山口市	旭通り二丁目	アサヒト 柵2チヨウメ	山口市	旭通り二丁目	アサヒト 柵2チヨウメ
山口市	石観音町	イシカノノチヨウ	山口市	石観音町	イシカノノチヨウ
山口市	泉町	イズミチヨウ	山口市	泉町	イズミチヨウ
山口市	糸米一丁目	イトネ1チヨウメ	山口市	糸米一丁目	イトネ1チヨウメ
山口市	糸米二丁目	イトネ2チヨウメ	山口市	糸米二丁目	イトネ2チヨウメ
山口市	今井町	イマイチヨウ	山口市	今井町	イマイチヨウ
山口市	大字 後河原	ウシカワラ	山口市	後河原	ウシカワラ
山口市	駅通り一丁目	エキト 柵1チヨウメ	山口市	駅通り一丁目	エキト 柵1チヨウメ
山口市	駅通り二丁目	エキト 柵2チヨウメ	山口市	駅通り二丁目	エキト 柵2チヨウメ
山口市	大字 江崎	エザキ	山口市	江崎	エザキ
山口市	大字 円政寺	エンセイ	山口市	円政寺	エンセイ
山口市	円政寺町	エンセイチヨウ	山口市	円政寺町	エンセイチヨウ
山口市	大市町	オオイチチヨウ	山口市	大市町	オオイチチヨウ
山口市	大字 大内長野	オオチナガノ	山口市	大内長野	オオチナガノ
山口市	大字 大内御堀	オオチミサキ	山口市	大内御堀	オオチミサキ
山口市	大字 大内矢田	オオチヤタ	山口市	大内矢田	オオチヤタ
山口市	大手町	オオテマチ	山口市	大手町	オオテマチ
山口市	大字 大殿大路	オオトノオジ	山口市	大殿大路	オオトノオジ
山口市	荻町	オギチヨウ	山口市	荻町	オギチヨウ
山口市	折本一丁目	オリホト1チヨウメ	山口市	折本一丁目	オリホト1チヨウメ
山口市	折本二丁目	オリホト2チヨウメ	山口市	折本二丁目	オリホト2チヨウメ
山口市	大字 嘉川	カガリ	山口市	嘉川	カガリ
山口市	春日町	カスカチヨウ	山口市	春日町	カスカチヨウ
山口市	金古曾町	カニコソチヨウ	山口市	金古曾町	カニコソチヨウ
山口市	大字 上宇野令	カミウレイ	山口市	上宇野令	カミウレイ
山口市	大字 上小鯖	カミオサハ	山口市	上小鯖	カミオサハ
山口市	大字 上豎小路	カミタテコウジ	山口市	上豎小路	カミタテコウジ
山口市	上天花町	カミテンガ マチ	山口市	上天花町	カミテンガ マチ
山口市	亀山町	カヤマチヨウ	山口市	亀山町	カヤマチヨウ
山口市	神田町	カンダチヨウ	山口市	神田町	カンダチヨウ
山口市	木町	キマチ	山口市	木町	キマチ
山口市	楠木町	クスノキチヨウ	山口市	楠木町	クスノキチヨウ
山口市	大字 久保小路	クボ ショウジ	山口市	久保小路	クボ ショウジ
山口市	熊野町	クマノチヨウ	山口市	熊野町	クマノチヨウ
山口市	大字 黒川	クロガハ	山口市	黒川	クロガハ
山口市	香山町	コウザンチヨウ	山口市	香山町	コウザンチヨウ
山口市	黄金町	コウガンチヨウ	山口市	黄金町	コウガンチヨウ
山口市	米屋町	コメヤチヨウ	山口市	米屋町	コメヤチヨウ
山口市	幸町	サイワイチヨウ	山口市	幸町	サイワイチヨウ
山口市	桜島一丁目	サクラジマ 柵1チヨウメ	山口市	桜島一丁目	サクラジマ 柵1チヨウメ
山口市	桜島二丁目	サクラジマ 柵2チヨウメ	山口市	桜島二丁目	サクラジマ 柵2チヨウメ
山口市	桜島三丁目	サクラジマ 柵3チヨウメ	山口市	桜島三丁目	サクラジマ 柵3チヨウメ
山口市	桜島四丁目	サクラジマ 柵4チヨウメ	山口市	桜島四丁目	サクラジマ 柵4チヨウメ
山口市	大字 佐山	サヤマ	山口市	佐山	サヤマ
山口市	三の宮一丁目	サンノミヤ1チヨウメ	山口市	三の宮一丁目	サンノミヤ1チヨウメ
山口市	三の宮二丁目	サンノミヤ2チヨウメ	山口市	三の宮二丁目	サンノミヤ2チヨウメ
山口市	三和町	サンワチヨウ	山口市	三和町	サンワチヨウ
山口市	芝崎町	シバサキチヨウ	山口市	芝崎町	シバサキチヨウ
山口市	下市町	シモイチチヨウ	山口市	下市町	シモイチチヨウ
山口市	大字 下宇野令	シモウレイ	山口市	下宇野令	シモウレイ
山口市	大字 下小鯖	シモオサハ	山口市	下小鯖	シモオサハ
山口市	大字 下豎小路	シモタテコウジ	山口市	下豎小路	シモタテコウジ

町名・字名変更一覧

現行表示			新市表示		
住所表示		呼称	住所表示		呼称
山口市	大字 諸願小路	シヨガ ^ン シヨウジ	山口市	諸願小路	シヨガ ^ン シヨウジ
山口市	白石一丁目	シライ ^シ 1チヨウメ	山口市	白石一丁目	シライ ^シ 1チヨウメ
山口市	白石二丁目	シライ ^シ 2チヨウメ	山口市	白石二丁目	シライ ^シ 2チヨウメ
山口市	白石三丁目	シライ ^シ 3チヨウメ	山口市	白石三丁目	シライ ^シ 3チヨウメ
山口市	大字 新馬場	シンバ ^ハ	山口市	新馬場	シンバ ^ハ
山口市	大字 陶	スエ	山口市	陶	スエ
山口市	大字 鑄銭司	スセ ^ン シ	山口市	鑄銭司	スセ ^ン シ
山口市	周布町	スフチヨウ	山口市	周布町	スフチヨウ
山口市	大字 銭湯小路	セントウ ^{シヨウジ}	山口市	銭湯小路	セントウ ^{シヨウジ}
山口市	泉都町	セントチヨウ	山口市	泉都町	セントチヨウ
山口市	惣太夫町	ソウダ ^ウ チヨウ	山口市	惣太夫町	ソウダ ^ウ チヨウ
山口市	宝町	タカラチヨウ	山口市	宝町	タカラチヨウ
山口市	滝町	タキマチ	山口市	滝町	タキマチ
山口市	中央一丁目	チュウオウ ^ク 1チヨウメ	山口市	中央一丁目	チュウオウ ^ク 1チヨウメ
山口市	中央二丁目	チュウオウ ^ク 2チヨウメ	山口市	中央二丁目	チュウオウ ^ク 2チヨウメ
山口市	中央三丁目	チュウオウ ^ク 3チヨウメ	山口市	中央三丁目	チュウオウ ^ク 3チヨウメ
山口市	中央四丁目	チュウオウ ^ク 4チヨウメ	山口市	中央四丁目	チュウオウ ^ク 4チヨウメ
山口市	中央五丁目	チュウオウ ^ク 5チヨウメ	山口市	中央五丁目	チュウオウ ^ク 5チヨウメ
山口市	天花一丁目	テンカ ^ク 1チヨウメ	山口市	天花一丁目	テンカ ^ク 1チヨウメ
山口市	天花二丁目	テンカ ^ク 2チヨウメ	山口市	天花二丁目	テンカ ^ク 2チヨウメ
山口市	天花三丁目	テンカ ^ク 3チヨウメ	山口市	天花三丁目	テンカ ^ク 3チヨウメ
山口市	道場門前一丁目	ドウジヨウモンゼ ^ン 1チヨウメ	山口市	道場門前一丁目	ドウジヨウモンゼ ^ン 1チヨウメ
山口市	道場門前二丁目	ドウジヨウモンゼ ^ン 2チヨウメ	山口市	道場門前二丁目	ドウジヨウモンゼ ^ン 2チヨウメ
山口市	道祖町	ドウゾチヨウ	山口市	道祖町	ドウゾチヨウ
山口市	堂の前町	ドウノマエチヨウ	山口市	堂の前町	ドウノマエチヨウ
山口市	富田原町	トミタハラチヨウ	山口市	富田原町	トミタハラチヨウ
山口市	中市町	ナカイチチヨウ	山口市	中市町	ナカイチチヨウ
山口市	大字 中尾	ナカオ	山口市	中尾	ナカオ
山口市	大字 中河原	ナカハラ	山口市	中河原	ナカハラ
山口市	中河原町	ナカハラチヨウ	山口市	中河原町	ナカハラチヨウ
山口市	中園町	ナカノチヨウ	山口市	中園町	ナカノチヨウ
山口市	大字 名田島	ナタジマ	山口市	名田島	ナタジマ
山口市	錦町	ニシキチヨウ	山口市	錦町	ニシキチヨウ
山口市	大字 仁保上郷	ニホカミゴウ	山口市	仁保上郷	ニホカミゴウ
山口市	大字 仁保下郷	ニホシモゴウ	山口市	仁保下郷	ニホシモゴウ
山口市	大字 仁保中郷	ニホナカゴウ	山口市	仁保中郷	ニホナカゴウ
山口市	大字 野田	ノダ	山口市	野田	ノダ
山口市	東山一丁目	ヒガシヤマ1チヨウメ	山口市	東山一丁目	ヒガシヤマ1チヨウメ
山口市	東山二丁目	ヒガシヤマ2チヨウメ	山口市	東山二丁目	ヒガシヤマ2チヨウメ
山口市	大字 平井	ヒライ	山口市	平井	ヒライ
山口市	大字 深溝	フカミヅ	山口市	深溝	フカミヅ
山口市	古熊一丁目	フルクマ1チヨウメ	山口市	古熊一丁目	フルクマ1チヨウメ
山口市	古熊二丁目	フルクマ2チヨウメ	山口市	古熊二丁目	フルクマ2チヨウメ
山口市	古熊三丁目	フルクマ3チヨウメ	山口市	古熊三丁目	フルクマ3チヨウメ
山口市	穂積町	ホヅミチヨウ	山口市	穂積町	ホヅミチヨウ
山口市	本町一丁目	ホンマチ1チヨウメ	山口市	本町一丁目	ホンマチ1チヨウメ
山口市	本町二丁目	ホンマチ2チヨウメ	山口市	本町二丁目	ホンマチ2チヨウメ
山口市	前町	マエマチ	山口市	前町	マエマチ
山口市	松美町	マツミチヨウ	山口市	松美町	マツミチヨウ
山口市	水の上町	ミズノウエチヨウ	山口市	水の上町	ミズノウエチヨウ
山口市	緑町	ミドリチヨウ	山口市	緑町	ミドリチヨウ
山口市	宮島町	ミヤジマチヨウ	山口市	宮島町	ミヤジマチヨウ
山口市	大字 宮野上	ミヤノカミ	山口市	宮野上	ミヤノカミ
山口市	大字 宮野下	ミヤノシモ	山口市	宮野下	ミヤノシモ
山口市	元町	モトマチ	山口市	元町	モトマチ
山口市	大字 矢原	ヤハラ	山口市	矢原	ヤハラ
山口市	矢原町	ヤハラチヨウ	山口市	矢原町	ヤハラチヨウ
山口市	大字 八幡馬場	ヤタハハ	山口市	八幡馬場	ヤタハハ
山口市	湯田温泉一丁目	ユダオンセン1チヨウメ	山口市	湯田温泉一丁目	ユダオンセン1チヨウメ

町名・字名変更一覧

現行表示			新市表示		
住所表示		呼称	住所表示		呼称
山口市	湯田温泉二丁目	㊦ ㊦㊦㊦2㊦㊦㊦	山口市	湯田温泉二丁目	㊦ ㊦㊦㊦2㊦㊦㊦
山口市	湯田温泉三丁目	㊦ ㊦㊦㊦3㊦㊦㊦	山口市	湯田温泉三丁目	㊦ ㊦㊦㊦3㊦㊦㊦
山口市	湯田温泉四丁目	㊦ ㊦㊦㊦4㊦㊦㊦	山口市	湯田温泉四丁目	㊦ ㊦㊦㊦4㊦㊦㊦
山口市	湯田温泉五丁目	㊦ ㊦㊦㊦5㊦㊦㊦	山口市	湯田温泉五丁目	㊦ ㊦㊦㊦5㊦㊦㊦
山口市	湯田温泉六丁目	㊦ ㊦㊦㊦6㊦㊦㊦	山口市	湯田温泉六丁目	㊦ ㊦㊦㊦6㊦㊦㊦
山口市	大字 吉敷	ヨシキ	山口市	吉敷	ヨシキ
山口市	大字 吉田	ヨシダ	山口市	吉田	ヨシダ
山口市	若宮町	ワカミヤチヨウ	山口市	若宮町	ワカミヤチヨウ
山口市	鰐石町	ワニイシチヨウ	山口市	鰐石町	ワニイシチヨウ
吉敷郡	小郡町 大江町	オオエマチ	山口市	小郡 大江町	㊦ ㊦㊦オオエマチ
吉敷郡	小郡町 大字 上郷	カミゴウ	山口市	小郡 上郷	㊦ ㊦㊦カミゴウ
吉敷郡	小郡町 黄金町	オウゴンマチ	山口市	小郡 黄金町	㊦ ㊦㊦オウゴンマチ
吉敷郡	小郡町 大字 下郷	シモゴウ	山口市	小郡 下郷	㊦ ㊦㊦シモゴウ
吉敷郡	小郡町 高砂町	タカサゴマチ	山口市	小郡 高砂町	㊦ ㊦㊦タカサゴマチ
吉敷郡	小郡町 花園町	ハナヅノマチ	山口市	小郡 花園町	㊦ ㊦㊦ハナヅノマチ
吉敷郡	小郡町 平砂町	ヒラサマチ	山口市	小郡 平砂町	㊦ ㊦㊦ヒラサマチ
吉敷郡	小郡町 船倉町	フナクラマチ	山口市	小郡 船倉町	㊦ ㊦㊦フナクラマチ
吉敷郡	小郡町 前田町	マエタマチ	山口市	小郡 前田町	㊦ ㊦㊦マエタマチ
吉敷郡	小郡町 大字 真名	マナ	山口市	小郡 真名	㊦ ㊦㊦マナ
吉敷郡	小郡町 緑町	ミドリマチ	山口市	小郡 緑町	㊦ ㊦㊦ミドリマチ
吉敷郡	小郡町 御幸町	ミユキマチ	山口市	小郡 御幸町	㊦ ㊦㊦ミユキマチ
吉敷郡	小郡町 若草町	ワカグサマチ	山口市	小郡 若草町	㊦ ㊦㊦ワカグサマチ
吉敷郡	秋穂町 西	ニシ	山口市	秋穂 西	㊦㊦ニシ
吉敷郡	秋穂町 東	ヒガシ	山口市	秋穂 東	㊦㊦ヒガシ
吉敷郡	阿知須町		山口市	阿知須	㊦㊦アチス
佐波郡	徳地町 大字 伊賀地	イガジ	山口市	徳地 伊賀地	㊦㊦イガジ
佐波郡	徳地町 大字 小古祖	オゴソ	山口市	徳地 小古祖	㊦㊦オゴソ
佐波郡	徳地町 大字 上村	カミムラ	山口市	徳地 上村	㊦㊦カミムラ
佐波郡	徳地町 大字 岸見	キミ	山口市	徳地 岸見	㊦㊦キミ
佐波郡	徳地町 大字 串	クシ	山口市	徳地 串	㊦㊦クシ
佐波郡	徳地町 大字 鯖河内	サバゴウチ	山口市	徳地 鯖河内	㊦㊦サバゴウチ
佐波郡	徳地町 大字 島地	シマジ	山口市	徳地 島地	㊦㊦シマジ
佐波郡	徳地町 大字 野谷	ノタニ	山口市	徳地 野谷	㊦㊦ノタニ
佐波郡	徳地町 大字 引谷	ヒクタニ	山口市	徳地 引谷	㊦㊦ヒクタニ
佐波郡	徳地町 大字 深谷	フカダニ	山口市	徳地 深谷	㊦㊦フカダニ
佐波郡	徳地町 大字 藤木	フジキ	山口市	徳地 藤木	㊦㊦フジキ
佐波郡	徳地町 大字 船路	フナジ	山口市	徳地 船路	㊦㊦フナジ
佐波郡	徳地町 大字 堀	ホリ	山口市	徳地 堀	㊦㊦ホリ
佐波郡	徳地町 大字 三谷	ミタニ	山口市	徳地 三谷	㊦㊦ミタニ
佐波郡	徳地町 大字 八坂	ヤサカ	山口市	徳地 八坂	㊦㊦ヤサカ
佐波郡	徳地町 大字 山畑	ヤマハタ	山口市	徳地 山畑	㊦㊦ヤマハタ
佐波郡	徳地町 大字 柚木	ユヅキ	山口市	徳地 柚木	㊦㊦ユヅキ

1 「町名・字名の取扱い(合併協定項目18)」についての確認事項

「1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一町・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。」

第1回山口県央部1市4町合併協議会(平成16年9月11日開催)確認

2 町名・字名の変更手続きについて

町名・字名の変更手続きは、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が市町村議会の議決を経て、県知事に届け出ることが必要ですが、地方分権一括法の施行に基づく事務処理の特例に関する条例により山口県においては、市町村が処理する事務となっており 首長の提案 市町村議会の議決 市町村告示 効力発生 関係機関へ通知 となります。

実際の手続きとしては、合併の日に市長職務執行者が町名・字名の変更の専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力が生じることとなります。その後、新市の初議会において専決処分をしたことの承認を求めることとなります。

協議第50号

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会事業計画（案）について

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会事業計画（案）について、別紙のとおり提出する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

平成17年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画（案）

1 事業内容

(1) 会議の開催

協議会等の開催

- ・会議開催日及び開催時間は、以下のとおりとする。

開催日 第5回協議会 平成17年5月19日（木）午後2時～

第6回協議会 平成17年8月25日（木）午後2時～

幹事会の開催

- ・協議会前に、協議会提案事項等について協議、調整を行う。

専門部会・分科会の開催

- ・事務事業一元化の詳細事項について、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、協議会に報告すべき事項を協議する。

新市特別職報酬等審議会の開催

- ・新市における議員報酬等について審議し、答申を行う。

(2) 情報提供及び広報啓発活動の実施

協議会だよりの発行

- ・合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供する。全世帯（約75,000世帯）に配布する。年間3回発行予定。

協議会ホームページの更新

- ・合併協議会での協議内容や議事録、会議資料等を公表するとともに、合併に関する意見収集も併せて実施する。

合併啓発

- ・合併に関する諸手続き等について、住民への周知・啓発を図る。

協議第51号

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会予算(案)について

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会予算(案)について、別紙のとおり提出する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志栄一

平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)

【歳入】

(千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1	負担金		8,887	27,540	-18,653			
	1	負担金	8,887	27,540	-18,653			
		1	8,887	27,540	-18,653	1	8,887	構成団体負担金
2	諸収入		1	1	0			
	1	諸収入	1	1	0			
		1	1	1	0	1	1	預金利子
歳入合計			8,888	27,541	-18,653			

【歳出】

(千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1	総務費		5,668	7,726	-2,058			
	1	総務管理費	5,668	7,726	-2,058			
		1	942	2,029	-1,087	1	565	報酬
						9	137	旅費
						11	17	需用費
						12	21	役務費
						13	96	委託料
						14	106	使用料及び賃借料
		2	4,726	5,697	-971	7	901	賃金
						9	84	旅費
						11	1,102	需用費
						12	348	役務費
						14	2,261	使用料及び賃借料
						18	30	備品購入費
2	事業費		2,720	18,815	-16,095			
	1	事業推進費	2,720	18,815	-16,095			
		1	2,720	18,815	-16,095	11	2,496	需用費
						12	32	役務費
						13	192	委託料
3	予備費		500	1,000	-500			
	1	予備費	500	1,000	-500			
		1	500	1,000	-500		500	
歳出合計			8,888	27,541	-18,653			

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会負担金内訳表(案)

市町村名	H12国調人口	(端数四捨五入)	(端数四捨五入)	(端数処理せず)	(千円)
		均等割(1/3)	人口割(2/3)	負担金合計	負担金調整 (端数四捨五入)
山口市	140,447	592	4,410	5,002.28	5,002
小郡町	23,107	592	726	1,317.99	1,318
秋穂町	7,941	592	249	841.80	842
阿知須町	8,823	592	277	869.50	870
徳地町	8,375	592	263	855.43	855
合計	188,693	2,960	5,925	8,887.00	8,887

協議第52号

山口県中部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会
設置規程(案)について

山口県中部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程(案)について、
別紙のとおり提出する。

平成17年2月24日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程（案）

（設置）

第 1 条 山口県中部 1 市 4 町合併協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、新市における議会議員の報酬額並びに新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、山口県中部 1 市 4 町合併協議会新市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、会長の諮問に応じ、報酬等の額について審議し、答申するものとする。

（委員）

第 3 条 審議会は委員 15 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

(1) 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）の長が、区域内の住民のうちから推薦する各市町 2 人の者。

(2) 山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 7 条第 1 項第 4 号による委員のうちから 1 市 4 町の長が推薦する各市町 1 人の者。

3 委員は、諮問に係る報告が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第 4 条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（関係者等の出席）

第 6 条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第 7 条 会長は、委員に対し会議出席に応じて報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の額は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局において処理する。

（委任）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 24 日から施行する。

参 考

当審議会の役割について

当審議会の役割は、新市における議会議員の報酬額並びに新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額について、協議会会長の諮問を受け、審議し答申するものである。（規程第1条、第2条）

なお、当審議会は、新市発足時の報酬等の額に関して審議するものであるが、議会議員については在任期間終了後の報酬額についても併せて審議するものとする。

報酬等の額の決定について

当審議会の答申内容を踏まえ、首長会議において、新市の議会議員・市長・助役・収入役・教育長の報酬等の額を検討し、その調整を行う。

首長会議での調整結果については、5月下旬開催予定の第5回合併協議会において、答申内容と併せて報告するとともに、最終的には、部会等で検討する他の特別職の報酬等の額を含めて、新市の職務執行者の専決処分案として決定することとなる。

報酬等の額の決定までのスケジュール

期 日	内 容	備 考
2月下旬	審議会設置協議	第4回合併協議会
	審議会設置	協議会で確認後
	委員の推薦	各市町の長
3月上旬	委員の委嘱	会長
	報酬等について諮問	会長 審議会
3月～4月	報酬等の審議	2～3回の審議会開催
4月下旬	諮問に対する答申	審議会 会長
5月	答申内容を踏まえて報酬等の額の検討・調整	首長会議
5月下旬	答申内容報告 報酬等の額の調整結果報告	第5回合併協議会
10月1日	専決処分	職務執行者